

毎月第3日曜日は

# 「家庭の日」

家族そろって食事や買い物をしたり、スポーツ・レクリエーションを楽しんだり、家族で過ごす時間をできるだけ増やしてみてください。



平成22年度「妊婦支援ポスター」コンクール最優秀賞 藤 晴香さん

## 「家庭の日」とは

次代を担う青少年を健やかに育成するためには、家庭の果たす役割はきわめて重要で、明るい家庭こそ人間形成の基盤をなすものです。

県では、家族のきずな、家庭の養育力の重要性について、県民の皆様にご理解をいただくため、昭和40年7月より、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、「明るい茶の間運動」として、普及啓発を行っており、平成17年度からは、「家庭の日」フォーラム等を開催し、家庭、学校及び地域など、あらゆる場において、広く働きかけています。

皆様も、「家庭の日」には、家族そろって食事や買い物をしたり、スポーツ・レクリエーションを楽しんだり、家庭で過ごす時間をできるだけ増やしてみてください。

# ～家族で過ごす大切な時間～

家族そろって食事や話し合いなど団欒



旅行やスポーツ、レクリエーション



力を合わせて仕事や作業



地域の行事やイベント、祭りに参加



親戚、友人、地域の人などと交流



家族そろって映画や音楽、美術を鑑賞



家族でのお出かけをサポートします！

## いばらき子育て家庭優待制度

茨城県では、子育て家庭を社会全体で応援し、子ども連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや、子どもを持ってよかった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、「いばらき子育て家庭優待制度」を実施しています。

### 制度内容

- 県内にお住まいの妊娠中の方や18歳未満の子どもがいる家庭を「いばらき Kids Club」会員とし、市町村の児童福祉主管課において交付されるカードを協賛店舗（施設）で提示すると、協賛店舗（施設）が独自に設定した優待サービスが受けられる制度です。
- お店によって、優待日やサービス内容が異なりますので、詳しくは専用HPをご覧ください。



- 「いばらきKids Club」カードの交付、または紛失、破損に関するご相談は、お住まいの市町村の児童福祉主管課におたずねください。
- 「いばらき子育て家庭優待制度」についてのお問い合わせは

茨城県保健福祉部子ども家庭課 少子化対策室 〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
TEL. 029-301-3261（直通） FAX. 029-301-3269 E-mail kosodate@pref.ibaraki.lg.jp



### 5県で連携した広域的なサービス

茨城県にお住まいの方も、下記の優待カードが利用できます。



詳しくは「いばらきキッズクラブHP」をご覧ください。

<http://www.kids.pref.ibaraki.jp>

